

ICTサービス安心・安全研究会  
個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG  
(第2回会合 議事要旨)

平成27年2月5日

1 日時 平成27年2月5日(木) 10:00～12:00

2 場所 総務省地下2階 第1・2・3会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

新美構成員(主査)、宇賀構成員(主査代理)、大谷構成員、太田構成員、川出構成員、桑子構成員、小林構成員、宍戸構成員、林構成員、長田構成員、森構成員

(欠席:木村構成員、佐伯構成員、新保構成員)

○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会(木村氏)、電気通信事業者協会(渡邊氏、高田氏、松隈氏)、テレコムサービス協会(小野氏)、全国携帯電話販売代理店協会(直田氏)、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議(小山氏)、日本マイクロソフト(久保田氏)、ヤフー(別所氏)、グーグル(矢野氏)、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(横澤田参事官補佐)、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室(前田政策企画専門官)、経済産業省商務情報政策局情報経済課(角田課長補佐)

(欠席:日本ケーブルテレビ連盟)

○総務省

高橋総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、戸取消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職、柘植消費者行政課専門職

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

(1) インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いの在り方について

(2) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の見直しについて

(7) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

ア 大谷構成員から資料1について説明があった。

イ 桑子構成員から資料2について説明があった。

○自由討議

・資料2の5ページ目に「インターネット上に書き込まれる場所」の34%が海外のサーバーを使用していると書いてあるが、2ページ目の3ポツ目「権利侵害に関する相談のうち、34%は海外事業者のサービスに関する相談である」という記述と照らし合わせると、2ページ目に書かれていた34%の海外事業者が海外のサーバーを使っている、という認識でよいのか。

←2ページ目と5ページ目の「34%」という表現は同じであり、海外事業者＝海外にサーバーを持つ事業者と考えてもらってよい。

・資料1について、一般市民と公人等の区別のメルクマールは何か。

←「公人等」とは「選挙で選ばれる要職についている公務員」というのが基本だが、「等」と書いてある。「等」の中には要職についている公務員だけでなく、その候補者、会社代表者のような準公人、著名人、有名人といったものも含む、という整理でガイドライン中では一般市民と公人等の境界は明確にはしていないといえる。

・資料2について、相談が最終的に解決したか、解決したとすれば、どの程度の期間がかかったのか、どの機関ないし手段で解決したのか、というような情報は、将来的にはデータベース化できるものなのか。

←違法・有害情報相談センターに入っている案件については、将来的にはデータ化したいと考えている。ただ、最終的に解決したか否かについて判断するのは難しいため、実際にデータ化できるところとできないところが出てくるだろう。いずれにせよ、数的に相談内容の全体像を分析するのは重要なことなので、努力していきたい。

ウ 事務局から資料3について説明があった。

エ 日本インターネットプロバイダー協会から資料4について説明があった。

オ 電気通信事業者協会から資料5について説明があった。

○自由討議

・接続認証ログの保存について、一定の目安となる保存期間を例示することが適当であると思う。その上で、目安となる具体的な期間を書いていただく必要があるのではないか。

・プロバイダ責任制限法上の発信者情報開示との関係で、発信者情報開示請求を受けた場合、開示対象となった発信者情報については、具体的な保存期間がガイドラインに記載されたとしても、その期間を超えて保存してよい、ということも明示的に記載していただいたほうがよいと思う。実務上は発信者情報消去禁止の仮処分を行っているが、手間がかかる。開示請求を受けてからの削除は、逆にプロバイダが損害賠償請求を受けるということになるかもしれないので、理屈上の説明もつくのではないかと。

・発信者情報消去禁止の仮処分とは、どの程度情報を特定しているのか。

←通信履歴全部というわけではなく、よくあるのはタイムスタンプとIPアドレスに係る会員情報を消去してはならない、という限定的なもの。

・資料3の9ページの「見直しの方向性（案）」について、通信履歴のなかでもアクセス履歴ということになると、ユーザーが様々なところにアクセスした履歴が残り、データ量も膨大になるため、ここでいう、「保存期間を明確化すべき通信履歴」とは接続履歴であると明記するのが望ましいと考える。

・ISPと言っても大企業から中小まで非常にばらつきが大きいですが、通信履歴保存に係る費用負担は企業の規模に比例するのか。

←規模が大きい会社だと接続ログが大量に発生し、規模が小さい会社だとログの量は少なくなるため、規模が大きい会社のほうが保存量は多く、保存装置が膨大になり、コストがかかると聞いている。

・資料3の1ページ目に「偽りその他不正の手段の明確化」とあるが、1ポツ目「本人に対して個人情報を収集しているという事実や収集する目的を偽って取得するなど、本人をだまして個人情報を取得すること」とは、積極的な欺罔行為に基づいて取得された場合のみを念頭に置いていると理解して良いのか。

←基本的にはご理解のとおりである。

・資料3の1ページ目の1ポツの書き方だと範囲が広いのではないかと。「偽って」という文言にどこまでのものが入るのか検討が必要である。また、本人が主観的にだまされたと思う状態と、客観的にだましているという状態、では若干違いがあるように思う。

・個人情報保護法はどちらかと言うと利用者保護の問題なので、刑罰をかけるというよりも利用者を裏切ってはいけないという方向である。よって、刑法に基づく考え方でいいのかどうかについてはもう少し詰めておいたほうがよい。

・資料3の1ページ及び3ページ2ポツ目について、個人情報の提供元が偽りその他不正の手段によってその情報を取得した、と知って自分がその情報を取得すると、それは偽りその他不正の手段になる、という「二次的取得」について書いた方が、個人情報が不正に流通することへの抑止力になるのではないかと。

・実際に名簿屋は単純にデータを売っているわけではなく、二次的に取得したものを様々な加工し、付加価値を付けて提供している。また、海外では、どの利用者がどのような利用目的の下で個人情報の提供について許諾しているといった情報までも取引されている場合がある。このような名簿屋の実態を踏まえてガイドライン改正を行うかについてはまだ検討の余地があるが、今後の課題としてご認識いただきたい。

・通信履歴の保存について、通信の秘密の保障及び実質的な保護の根拠、業務上の必要性、事業者の方の負担というものを全体として考慮しながらこの問題について一般的に考える必要がある。とりわけ接続認証ログの保存については、恐らくこれぐらいの時期が、現在

の事業者の方々の業務のプラクティスから見て標準的であるだろうというところを、ガイドラインとして書いておくのが事柄の性格上、適切だと考える。

・ガイドラインで通信履歴について一定の目安を出した場合、事業者においてその期間に合わせるのか、あるいは他の業務の必要性が高いので、その期間よりももう少し大目に設定するのか等、保存期間をしっかりと決めていただく必要があるのではないかと。また、ガイドライン上の保存期間を上回るあるいは下回る期間を設定する場合には、消費者に一定の説明がなされることが望ましいのではないかと。

・通信履歴の保存については、個人情報保護やデータの保護の考えからすれば、基本的には早めの消去が求められる一方、消費者保護やセキュリティ対策の強化という観点からは長めの保存が求められている。では、実際にどの程度の期間の保存が必要なのかについては、消費者保護やセキュリティ対策に関する具体的な強化策について、その内容をもう少し検討する必要があるのではないかと。

(以上)